

# 介護保険審査会への審査請求について

市町村が行った介護保険に関する処分のうち保険給付に関する処分（要介護認定等に関する処分等）又は介護保険料等の徴収金に関する処分について不服がある場合は、県の介護保険審査会に審査請求をすることができます。

審査請求は市町村の処分の通知を受け取った日（処分の内容を知った日）の翌日から3か月以内に行うことが必要です。

## 1 審査請求のお問い合わせ

審査請求の対象となる処分通知には、その処分を行った市役所・町村役場の連絡先が示されています。

まずは、市町村等に、具体的にどのようにその処分が決定されたかについてお問い合わせください。それでもなお、その決定が法令等に基づいて行われていないなど、疑義がある場合には、処分通知に示された県の介護保険審査会に御連絡ください。

県の介護保険審査会は、市町村等が決定した処分が適法・正当に行われているか審査し、裁決（認容、棄却、却下）します。したがって、「要介護度を〇〇に変更する。」や「保険料を〇〇円に減額する。」など、処分を変更する裁決をするものではありません。

※「認容」…原処分（市町村等の処分）は取り消されます。市町村は裁決を受けて処分をやり直します。

「棄却」…原処分（市町村等の処分）は適法・妥当なものとされ、取り消されません。したがって、市町村の要介護・要支援認定、介護保険料等の決定はそのまま有効です。

「却下」…審査請求が、不適応であるとし、「認容」や「棄却」の判断は行いません。（市町村の処分はそのまま有効です。）

※ 審査請求の内容が法令の改正要望や抽象的なものなどの場合、介護保険審査会で審査できないことがあります。

※ 要介護認定等に関する処分について、介護保険審査会として改めて認定調査を実施するものではありません。

## 2 審査請求の方法

審査請求する際には、次の書類を正副2通提出してください。

- (1) 審査請求書
- (2) 審査請求理由書
- (3) 処分を示す決定通知書の写し（裏面に印字があれば裏面を含みます。）  
（市町村から通知された要介護認定決定通知書、介護保険料納入通知書 等）
- (4) 委任状（御家族などが審査請求の手続きを代理する場合に必要となります。）

## 3 審査請求書の提出先

審査請求書は県地域包括ケア課（介護保険審査会の事務局）のほか、処分を行った市町村に提出することもできます。